

明清時代における琉球の服飾と染織

李, 献璋 / LI, Hsien-chang

(出版者 / Publisher)

法政大学沖縄文化研究所

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

沖縄文化研究 / 沖縄文化研究

(巻 / Volume)

15

(開始ページ / Start Page)

155

(終了ページ / End Page)

190

(発行年 / Year)

1989-02-28

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00002663>

明清時代における琉球の服飾と染織

李 猷 璋

はし
がき

琉球の民族は南方から来た者であろうとなかろうと、早くから地理的に接近している大和國のサツマと交渉を持ったのは当然であるが、生活に影響するほどのことはなかったらしい。琉球の歴史、習俗に変化をもたらしたのは、中國明初の洪武五年（三三三）に使者の楊載が、その地を瑠求國（タイワン）と勘違いして中山國へ招諭に来てからである。『明實錄』の洪武五年十二月の条に、

十二月壬寅（廿九日）、楊載使瑠求國、中山王察度遣弟泰期等奉表貢方物。詔賜察度大統曆及織金文綺紗羅各五匹、泰期等文綺紗羅襖衣有差。

と、例により中山王に大統曆及び金糸を交えて彩紋を織りなしたあやぎぬ、むいた糸で織ったうすぎぬ各五端、弟の泰期にも同じあやぎぬとうすぎぬ及び上下揃いの衣服を賜った。

これより中山王は七年・十年・十一年・十三年・十五年……と引続き進貢船を出し、間もなく山南王、山北王も中山王に倣い進貢を始めたが、その都度糸綱の織物を頒賜された。糸綱を用いるのは王族高官に限られるので、勿論民衆とは縁遠きことである。ただ明は、貢賜貿易を始めるに当たり通事・舟師を撥与したので、かなりの唐人が赴任し、那覇西北隅の泊港口久米村という部落に聚居していたので、彼らの服飾は自ら琉球の一般人に何かの影響をしたであろう。が具体的なことは分らない。

琉球の服飾や染織に関する資料は、明使の招諭を受けた後に初めて現れたので、実証的には五、六百年しか遡り得ない。従って、『琉球國由來記』同『舊記』等に見える、恐らく大和の古事記・日本紀に見える神代伝説を取り入れた天孫氏創造説を別にすれば、朝鮮の『李朝實錄』に収載せられた十五世紀後半の漂流民らの口供が最も貴重なものである。琉球に漂着して、数ヶ月から数年もその島々に留まった朝鮮人たちの見聞談により、当時の琉球に行われた服飾や用いられた裂地をも見出すことができる。それらの記事は、よく利用される割には正確に読取られていない上に、断片的に引例する人は話者の遊歴の経過や観点を無視してかかるのが多いので、考察の便宜上、まず記事の所在を列挙して置く。

1 『端宗大王實錄』魯山君日記第五の大明景泰四年(一四五三)の五月丁卯条に、三月戊辰に琉球国王の使者と称する道安が慶尚道富山浦に上陸し、後倭人であると判明した彼を禮曹が饗応した時、その談

話を録して上まつたもの。

2 景泰元年(一四五〇)の十二月に、朝鮮から臥蛇島に漂流された為め、加沙里島を経て琉球へ連れて行かれ、留まること三年にして道安と共に帰って来た萬年と丁祿の所言。

3 『世祖惠莊大王實錄』卷二十七の八年、即ち大明天順七年(一四五三)の二月辛巳条に、景泰七年(一四五三)二月に仇彌島へ漂流されて琉使の普須古・蔡環に連れ帰られた梁成らの見聞報告。

4 同条につづけて掲載している、当年正月に羅州から船を發ちて、二月初四日に琉球國の弥阿槐島に漂着したのち、貿易船に便乗して帰って来た肖得成ら八人の申立。

5 同じ惠莊大王八年の二月辛巳条に、宣撫使李繼春が、琉球普須古ならびに蔡環と『文獻通考』に載せられた琉球國風俗などにつき閑談した見聞事項を書留めたもの

6 『成宗康靖大王實錄』卷第一百四十年、即ち成化十五年(一四五九)の六月乙未条には、「濟州(島)漂流人金裴・姜茂・李正等三人、琉球國ヨリ還り、歴セル所ノ諸島ノ風俗甚ダ奇異ナリト云フ。上、弘文館ニ令シテソノ云フコトヲ書キテ以テ啓セシム」という、稍々異った口供がある。彼らは成化十三年二月、楸子島から閩(或作名尤)伊是廐に漂流されて後、所乃是廐・捕月老麻伊是廐・捕利伊是廐・欵尹是廐・他羅馬是廐・羅波是廐・悖羅彌古是廐の諸島を廻り回って琉球國に入り、二年ほど滞在して漸く送還されたので、見聞の範圍が広がったのである。

琉球の染織の発達経路やそれと関連する琉球人の服飾生活の歴史に関する資料は従来から豊富でなく、それに僅かな貴重記録も大東亜戦争で失われたのがあるので一層困難を感じるようになったが、手近な関係文献を頼ってみれば上の如きである。

勿論、完全な記録というものはないが、以上を資料として彼此比較しながら他の文献と総合的に検討をすれば、当時の琉球、中んづくその民衆の生活状況はある程度捉えられそうである。然らば、その中から服飾や染織について、どのような知識を提供してくれるだろうか？

さてどの民族、どの時代でも服飾というのは着る人の職業・地位や、同じ階層の人でも晴着か普段着かの別によって違うものであるが、外部から旅行に来て一時的にしか滞在しない者には経験が限られている上、主観的に推断することが多いので記録も非常に異なってくる。従って見聞談を資料として用いる場合にはこういう点に注意し、異なった記録を対照しつつ考えて行かなければ正しい結論は得がたい。

琉球の服飾

一般民衆の日常身につける服装から稽^{かへが}えて行くと、この時代の記録に現れるもつとも幼稚なものは與那島のものである。すなわち金装^{かへが}らの口供に、

作衣如直領、而無領及襷積。袖短而潤、染用藍青。中裙用布三幅、統繫於臂。婦人之服亦同。但

内著裳而無中裙。裳亦染青。

と見えている。それによれば与那島の衣は直領式のうちではあったが、未だ領もなく襷積^{ひだりうち}もないのだそうで、恐らくいまの沖永良部島に残っている裂織のウゾか、読谷山の手花織「デインクワ」の類に短めの袖をつけたものであろう。それを藍青で染めたというのは注意に値する。それに男は中裙というのをつけ、婦人は中裙の代りに裳をはくとも語っている。中裙は『史記』^{卷一}の「萬石伝」に「五日毎ニ：歸リテ親ニ謁シ、親ノ中裙、廁^{しちう}ヲ取り、身自ラ浣滌ス」と出ているが、索隠には「中裙ハ身ニ近キ衣ナリ」と解釈しているように、したぎ・はだきの意味であり、布三幅を用いて作られ、まとめて臂に繫げるという説明から推して、サナギサナジの如き一種のハダハカマ或はフンドシに擬せられる。婦人の裳は勿論カカンに疑いなかろう。ただそれが腰巻の段階にあったか、スカートの段階にあったかは不明であるが、何れも青（即ち紺）染めにされたのは注目せられる。

しかし、琉球の沖縄本島になると服装は随分進んでいたらしく、肖得成らは、

衣服制度、一如倭服。但不著袴。男女同服。

と云っている。倭服のようで、ただ袴をはかぬとすればそれはウデナと考へて良からう。具体的には梁成らが、衣服・飲食について、

男服、則如本朝直領之制、但袖廣潤。色尚黑白。女服、則衣裳一如我國。

と云い、男服が朝鮮の直領式の如きもので袖が広いとあるのも同じであろう。この表現は金装らが与

那島の服飾について語ったところと非常に似ているが、「領及び襷積無シ」の記述がなく、色も藍青を以て染めたのが黒と白が尚ばれるとなり、女服も衣・裳一にわが朝鮮の如しとなったように、ほぼ同系統の服飾とは認められながら、全体的に一步進んだものであることがわかる。殊に琉球では、金裴らが、

男女推髻於頂邊。以帛裹之。庶人皆著白苧衣。…婦人皆著白苧布衫・白苧布裳、或著白苧布長衣。と見え、丁祿の談にも、

男子常服・袖廣如長衫。尊者袖口及衣上、以五色絲刺繡獸形。衣色或白或黒或紅。婦人或着廣袖衣如長衫。或着短襖及裙。無繡。

とあるように、服装の種類も豊富である。いわゆる白苧衣は、同じ項に金裴らが「其守令ハ白細苧布衣ヲ着ル」と述べており、また国王之母の出遊する行列を見たところにも、

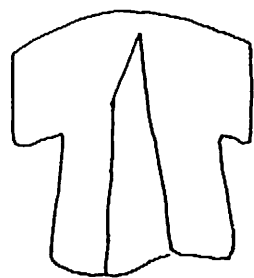
昇者幾二十人、皆着白苧衣。…執轡者皆着白苧衣。（注：昇は「かつぐ」、轡は馬の「くつわ」の意）

とあるので、普通に用いる服装の主なものであろう。だから丁祿らが、「男子ノ常服ハ袖廣キコト長衫ノ如シ」「婦人或ハ袖廣キ衣、長衫ノ如キヲ着ル。」という長衫のような広袖のものはそれを指すことと思われる。さすれば白苧衣は多分、丈が長く、袖も広くなったソデナで、後の琉球服ではなからうか。

次に比擬された長衫とは何であるかという点、金裴らが「婦人或ハ白苧布長衣ヲ着ル」とし、国

母の行列についての口供にも「美婦四五人、綵緞衣ヲ著、表ニ白苧布ノ長衣ヲ著タリ」云々に長衣が見えるが、長衫とはこの長衣のことと思われる。長衣は綵緞の衣を着た上に着るというし、丁祿の談に明らかのように男子の外に婦人も着るので、下図のようなもののことと思われる。

次に婦人の服装は、上節にもしばしば引例したが、金裴らは、「婦人ハ皆…白苧布ノ衫、白苧布ノ裳ヲ著、或ハ白苧布ノ長衣ヲ著ル」とし、また「其ノ貴キ者ハ亦綵緞ヲ服ス。襦襖兒・襦裳アリ」とも云っている



が、襦は袷である。白苧布の上衣・下裳の二段式服装を着ていたのは、梁成も「女服ハ則チ衣裳一二我國ノ如シ」と語っているが、それは朝鮮服に似た胴衣と下欄の類と推察せられよう。ただ襦襖兒・襦裳のことは、白苧布衫・白苧布裳とは同じ項目の談話でありながら違った言葉を以て別に記録されていることから見て、別個のものと考え外はないが、丁祿が前示の「婦人」或ハ短イ襖及ビ裙ヲ着、繡ナシにつづけて「短襖ノ制ハ我國ニ似テ差々長シ」というのに相当しよう。そして右丁祿の語が婦人の短襖と裙を以て、男子の、刺繡をする前者の衣服に擬して書かれているらしく見えるのと、金裴らが貴き者は又綵緞をも服するとして襦襖・襦裳を挙げているので、襖は中国式を取り入れた綵緞のものであると思われる。こう見て来ると、短襖は勿論中流以上の服飾に属することがわかるが、後にまた触れる機会があろう。

上層社会の服飾は、どうだったかという点、先に肖得成らが「国王ガ燕居スル時ハ或ハ、紅白絹ヲ用ヒ、或ハ黒絹ヲ用ヒテ頭ヲ裹ム」として、「服飾ハ朝官ト別ナシ」と述べている。当時の琉球における朝官の服装は、道安によれば、

朝官衣服、則與中國人無異。

と云っているように、すべて明朝の制度に則ったものである。随って、普須古・蔡環が、男女の服飾冠帯之制について、朝鮮の使官に対し、

答白、男著斑爛之衣、見今伴人之衣則可知。冠則如貴国之僧所冠竹笠。女則衣裳一如漢女。但加

斑爛之衣、蒙頭而下。冠如男笠而稍大。

と云っているのが参考せられる。惜むらくは正副使は伴人之衣を実物見本に示したので、肝腎な斑爛之衣とはどんな形のものであったのか説明が省かれたが、在来 of 服装は黒・白と赤しかないことから考えて、この華麗な衣服が中国から輸入した綾羅・緞子で作ったものを指すのは容易に推察せられよう。漂民丁祿の語に「貴キ者ハ亦綵段ヲ服ス」とあり、金装しも「美婦三四人、綵段ノ衣ヲ着タリ」とあり、肖得成らも「其服、段子・紗・絹及ビ苧布ヲ用フ」とあるのを見てもわかる。男子の服について、道安は朝官について「無職人之衣、袖口稍々寛シ。色絲ヲ以テ袖口ヲ刺繡シ以テ尊卑ヲ別ツ」とあるのは勿論上層官紳の服装を云ったのであるが、袖口に刺繡を施して階級を区別したのも、或はこの斑爛之衣ではなかったか、と思われる。丁祿の談に「尊キ者ハ袖口及ビ衣ノ上ニ五色ノ絲ヲ以テ獸形ヲ

刺繡ス」というのによると、袖口ばかりでなく、衣の他の部分にも刺繡を施したようである。しかし、王妃の服を除き、袖口の刺繡がその主な部分であつたらしいのは、後述の「あけすがたみはね」に徴しても明らかなので、袖口のそれによつて階級の尊卑が識別される仕組みであつたかも知れない。刺繡の図案は「獸形」としか云えなかつた点、明帝が王に頒賜するのが胸背に麒麟を織り込んだものだったことから考えると、中国の他の象徴的な動物が模様であつたかと推察せられるが、はつきりは分らない。

ところで、琉球の服装制度において階級を示す方法はその後いろいろ変わったが、上述のように十五世紀後半は袖口などに刺繡をして区別した。具体的に図案の柄紋様でしたか、刺繡糸の色で区別したかは、それを明らかにする資料がないけれど、首里の貴婦人社会で家人が旅立した後に謡われる「大城くわいにや」に、

大城里主 袖元やはべるがた 袖先やあけすがた

袖元に摘りちやげて 大和から下たる 金筋のみうちゆくい

百包み包で 大城めやらべにかめらち のぼゆさ

という一節があつて、大城の領主が袖元がはべるがた、袖先があけすがたの衣を着て……都へ上つて行くことが唱われている。このあけすがた、はべるがたは元来祝の女がコネリなる祭式舞踊を舞うとき

に着る衣裳で、「おもしろさうし」^{十三卷に、}

きこゑあけじのが さやはだけおれわちへ

あけずみそ ^(返)めしよわちへ かざなほり さしよわちへ

なみとどろ ^(通)うみとどろ おしうけて

ひやくなの うらはりが みもん

と、名立たるアケシノの祝女が〔琉球人が祖先発祥の霊地と信じている久高島へ赴くべく〕百名の浦を帆走するめづらしさを詠んだ一首に、その巫女が、あけずみそを着ていたとあるのがその例である。

『宮古島舊記』『乾隆舊記』に採録された、仲宗根の豊見親空廣の八重山征伐(一五〇)を歌った「八重山入りの時のあやこ」に、

いくさみやを ほあらみやを すせばど

あけずまひを はべるまひを さおどれ

とある。戦争に連れて行った祝女達が蜻蛉舞・蝴蝶舞を踊ったということで、これによれば、あけつみそ・はべるみそを着てするコネリなる祭式舞踊は古くから行われていた。

国頭郡具志堅祝女の祭式舞踊のオモリにも

わが神や けふん あちやん

あけじゃ遊び はべる遊び

あいるすんど はいるすんど わが神や

○我が神は、今日も明日も、あきつの舞を、はべるの舞を、舞いたまふぞ、踊りたまふぞ、我が神は。

という一首がある。その神は祝女の意味だそうである。

あけずはあけずかた、あけづまひの「あけづ」で、つまりとんぼのこと、みそは、たうむしよ(唐御衣)・おやむしよの「むしよ」と同じことばで、『混効験集』^坤衣服の項に「あおしよみそ、青色の衣……あけのみそ……赤き衣を……。」とあるように衣服の義である。

神羽は神聖にして勝手に作ることも用いることも許されなかったのは当然と見え、『おもしろさうし』^{十三卷に、}
^{九十八に、}

きこゑあけしのが あがきみはね こよわちへ くもかせ しなへて はりやせ
の一句があり、「あがきみはねを讀ひたまひ」と出ている。

なお『混効験集』^坤衣服の項によると、「あがきみはね、綾ぎぬの事也、衣の事はあけのはねあけむかけと申候へば綾ぎぬの事なるべし。」というから、後のかんばね(神羽)のような神事の時に着る衣裳のことであろう。それは花鳥や龍などの絵模様を画きこんだものである。

『おもしろさうし』^{九卷}に画家サフロクが描いて尚真王(聖王)の長女佐司笠に奉った屏風のことを唱ったのである。

さすかさが くにもりぎや げらへみやうぶ とよめばみもん

うふさとの とよみもり さふろくが まころくが

うまのかた はりやうやに うしのかた つきやうやに

あけづかた とびやうやに はべるかた まやうやに

この図案は他の事実と参照して当時の好みを知るよすがとなるが、その中のろの神羽に絵くあけづかた、はべるかたとも入っているのが注意せられる。それは当時の琉球人にとっては何か吉祥のモチーフになっていたのではなかったろうか。だからこそ屏風にまかれたり、政治上、地位ある人の衣服に絵かれたりしたわけであろう。ただ、

あけづ羽御衣や 濡れらはもばかり

さとが片ん御髪 めらすきやごと

とある古歌に出て来る御衣にはあけづ羽しかなく、前にあげた久高島へ赴くべき祝女を詠ったおもしろには、あけずみそを着ていたとだけ詠んでいること、他にはべるがたが単独に出ているのがないのを考えると、両方の中ではあけづ羽が特に重用されたかとも推察せられるが、そのあけづがたは袖先に画くので、階級が袖口によって決められたかも知れない。しからば神羽は古くは素地であったのが、

外来の影響を受けて画き御羽が出たのは疑いがなからう。ただ、これらは祝女を除き、一般婦人には着たという記録がないのが注意せられる。

これが明末になると次第に変わったらしい。嘉靖甲午十三年(一五三三)に明朝から遣わされた陳侃の『使琉球録』^{群書寶}の「大明一統志」の記事に下した按語に、

風俗：俱以色布纏其首。黄者貴、紅者次之、青綠者又次之。白斯下矣。王受一纏帕、衣則大袖寬博、製如道服。然腰束大帶一、亦各如纏首之布之色、辨貴賤也。

とあって、貴賤は主として首巻の手巾や衣服の色によって区別せられたのである。袖口の刺繍から色に変わったのは、染色の進歩によるものと思われるが、その後は黄色が王さまの色としてひきつづき使用を禁じられた外は、やがて、裂地の柄紋様の大きさを以て階級を示すようになった。色染めの普及によって一々色の制限をしがなくなったので一層乱れ、犯す由なき方法を取ったのである。

上流婦人の服装についてはすでに前に引いた如く、普須古・蔡環は、「女ナレバ則チ衣裳一ニ漢女ノ如シ。但、斑爛之衣ヲ加へ、頭ヲ蒙ツテ下ス」とある。これは「衣服ノ制度ハ一ニ倭服ノ如シ……」云々という肖得成らの談とも、「女ノ服ハ、則チ衣裳一ニ我國ノ如シ……」云々という梁成らの談とも齟齬するが、梁成が胴衣・下欄を以て朝鮮服に比し、肖得成らがウデナを以て日本服に擬したのに対し、普須古と蔡環は中流以上の長衫を中国のそれに比擬したので、そう云ったろうと思われる。衣服なるものはAの点から見れば甲のものに似、Bの点より見れば却って乙の系統に入れるべき場合が多

く、比べられる方のどれを代表とするかも問題があるので、正副使はその立場上、漂民らとは違ってヨリ政治的に（また副使蔡環は更に民族的偏見も加わって）発言したように見受けられる。

それでは漢女の如き衣裳とはどんな服装であつたかという点、短襖の上衣に、前述の陳侃「使琉球録」の「大明一統志」按語にある「下裳ハ裙ノ如ク、而シテ其幅ヲ倍ニス。褶細クシテ制長ク、其足ヲ覆フ也」という、髪が細くて足先にとどくほどの長いスカートをつけたものだろう。また上に加えた斑爛之衣とは、同じ使録に「上衣ノ外、更ニ幅ヲ用ヒルコト帷ノ如クシテ之ヲ背上ニ褰リ、人ヲ見レバ則チ手ヲ以テ其ノ面ヲ蔽フ。」とはっきり説明しているものであるのは疑いえない。

琉球は島嶼の集まりでありながら、押寄せる外部勢力が錯綜し、いつも受動的に立たされているだけに、服装までがその時々により換えさせられ、複雑な様相を呈した。

例えば冠のことは髪の梳結び方と密接な関係にあるので、それが丁祿らの談に見るに、

男子頭髪結于左耳上、餘髮環結于右耳上、以白布裹之。如同回之形。婦人髮向後作髻、如我國鄉吏之髻。小女向後垂之。

とある。すなわち男は髪を左の耳上に結んで、残余の髪を捲いて右耳の上に結び布で包む。婦人は後方に向つて髻を作り、少女は後へ垂らすという。少女の髪は、金装らも国母出遊の行列中に「稍々後二行ク小郎有り、髪ヲ後ニ垂シテ不辯セズ」とあり、少年少女の髪は概ね放置するのでいまは問題

にしない。

男子が髪を左耳の上に結ぶというのは、先にあげた琉球の古歌

あけづ羽御衣や 濡れらはもばかり

さとが片ん御髪 めらすきやこと

とある片んちやうびのことで、つまり片頭であろう。片頭のことは陳侃の「使琉球録」にも

風俗、男子不去髻。……但結髻於首之右。凡有職者、簪一金簪。漢人之裔、髻則結於髮之中。俱以色布纏其首。……

と見えているが、髻を結ぶ側は丁祿の語ったのと反対に右になっている。その後の諸資料によれば使録のは勘違いであるらしい。ただ、金装らの口述には、

男子推髻於頂辺、以帛裹首、婦人推髻於腦後。

とし、婦人が腦天のやや後方に髪を推すのは丁祿の談と同じであるけれど、男子の方はむしろ陳侃が漢人の裔は髻を髪のまんなかに結ぶという中国人のように頭の頂辺に髻を推すだけあつて、左にも右にも偏つて結ぶとは語っていない。琉球婦人は物を運ぶとき、それを頭の上に載せるので、いくらか後に偏つて結ぶのは当然で、上層になると男と同じではなかったかと思う。

髪の結び方がわかったから、冠のことに入るが、第一にはテーサーヂをつけることである。丁祿らが、髪をば「白布ヲ以テ之ヲ裹ム」とし、金装らが上に引いたところに「帛ヲ以テ首ヲ裹ム」とある

外、琉球国に至り適々見た国母の出遊の行列にも「昇グ者ハ……帛ヲ以テ首ヲ裹ム」と書いているのによつて明かなように、手巾を以て髪を裹み、頭に巻きつけることは非常に一般的な慣習であつた。これは寒さや暑さを避け、髪の流れを止めるために、どの民族でもすることであるが、琉球においてそれがすっかり帽子がわりの冠りものに定着したのは、物を頭に載いて運ぶ慣習の必要から発生したものであらう。それが実用から裝飾化した後は上層に及んで、たとえば金装の話に、

其守令用斑縐褰髻、着白細布衣、帶紅染帛。

と守令も用いたばかりでなく、肖得成らによると、

国王燕居、或用紅白絹、或用黒絹褰頭。

とあつて、国王も閑居の時はつけていたことがわかる。頭を裹むとはこめかみの上をグルリと廻したのだらう。これはずっと近代までつづけられたが、嘉靖の陳侃『使琉球録』には、「俱二色布ヲ以テ其首ニ纏ル」となり、色によつて階級が区別されるようになったのはすでに触れたとおりである。

冠については、普須古・蔡璚のいわゆる、

答曰……〔男〕冠則如貴国之僧所冠竹笠。女則……冠如男笠而稍大。

という竹笠についての問に答えて、

古人云……其俗、男子烏羽為冠、装以珠貝、飾以赤毛。婦人以羅紋白布為帽、並雜羽為衣。何與大人之言不同？ 答曰……上古之事不知、今則不然。

という竹笠が男女両方に用いられたとある。しかし、古人の云う男の貝珠で飾った赤い羽毛の冠や女の網紋様の白布の帽など、上古のことは知らない、と答えた。多分他から伝わった神話だからではあるまいか。

琉球では、昔どんな履物を穿いていたかという点、梁成は「徒跣ニシテ行キ、靴鞋等ノ物無シ」とし、みな素足で歩いたと述べている。しかし、一般的にはそのとおりとしても、城外では鞋を穿くともいわれる。肖得成の見聞談によれば、

一、上下男女、並皆徒跣、而無靴鞋。但城外著鞋如倭鞋。入宮城不着。雖城外、若見尊長則亦脱去。

とあり、城外でも倭鞋の如き鞋を穿くのが見られるけれど、王城へ入れば穿かず、城外においても尊長方に逢つた時は履物を着けたまま相對するのは失礼だとされているらしく、それを脱いでしまうとのことである。これは恰も近代西洋人における男子の帽子についての作法に似ている特別な慣習である。嘉靖の頃になると、やや風俗に変化が起こったと見え、前出「大明一統志」の按語には

……足則無貴賤皆着草履。入室宇則脱之。一則廣地而坐、恐塵汚。一則以跣足爲敬。故王見神、臣見王、及賓主相見、皆若是也。

とあつて、貴賤の別なく、草履を穿くようになったと書いている。それでも「跣足を以て敬みとな

す」ので、屋内・室内へ入るときは履物を脱ぐとし、王が神に、臣が王に見え、主客が相見えるときもそうするという。これはどうも、前代より交渉が密接になった日本の習俗が入って来たのであろう。陳侃は右につづけて、

：唯接見余等則加冠具服履、揖遜之間、每見其疾首蹙額。蓋弗勝其束縛之勞矣。其婦人真以墨黥手為花草鳥獸之形、而足反無飾。譬如童子之角、總於後、而簪珥不加。不知足而為之履、男女皆可用也。第富屋則以蘇席藉履底、少加皮緣即為美觀。

と伝えている。富家の「蘇席ヲ以テ履底ヲ藉キ、少シク皮ノ縁ヲ加ヘバ即チ美觀ト為ス」という草履は日本と同じものである。明と南海及び日・朝との貿易経済が発展した富裕さが想像せられる。

琉球の染織

前章に引拠した『李朝實録』の十五世紀後半の漂民らの口供や琉使の談話をとおして、われわれは当時の琉球の服飾とそれに用いられた裂地をも大ざっぱにはあるが見出すことができる。国王や妃をはじめ、進貢に遣わされた使臣たちに頒賜した諸種の裂地を除いても、景泰七年二月に琉球の弥阿槐に漂流した肖得成らが「其服、段子・紗・絹及び苧布ヲ用ヒル」と云っているようなものが用いられたのである。中んづく一般的な衣服が殆ど苧布で作られたのは、楸子島から漂流して諸島を廻ってきた金装らの「庶人、皆白苧衣ヲ着ル」などの談話がはっきり物語っているが、その理由が苧布が唯

一の土産品であつたからであるのは云うまでもなからう。また、彼らは琉球閩伊島（与那島？）の機織の具について

織布用箴杆、模様與我國同。其他機械不同、竹數、纈細亦與我國同。

と述べている。箴とはしつけ針、杆とは横糸を通して織り込む具であるが、以て当時の技術状況が窺われる。

いま『李朝實録』の関係記事から染織生産に関するところを抜き出して見ると、金装らは与那島について、

〔閩伊是麼〕一、無麻木綿、亦不養蠶、唯織苧為布。作衣……染用藍青、……婦人……裳亦染青

とし、麻も木綿も蚕糸もなく、ただ「苧」を布に織り、藍や紺に染めて用いたと云っている。多良間島についても、「他羅馬是麼」：其俗、苧布ヲ用ヒ、藍ニ染メ擔イテ衣ト為ス。其色彩段ノ如シ」と云い、琉球本島の裂地生産についての直接な談話は残っていないが、彼らの語った豊富な服飾記録によれば、苧布の外は舶来の貨であるのは疑えない。琉球については、景泰四年に琉使と称した道安も、「土産ハ只ダ苧麻ガ有ルノミ」とし、景泰元年末に漂流され、琉球に三年留まった萬年・丁祿らは、一、土産則只有麻苧、而無木綿。人戸十分内、一分養蚕。然亦不実。

と云っているが、その所謂麻苧とは真苧の訛に違いがない。梁成らの口供には、

一、無桑麻・木綿、但有生苧。其長二丈、一年三取之。

とある。いずれも麻^{アサ}苧^{ソウ}あるいは生苧^{ナマソウ}しかないことを述べている。琉使普^フ須^ス古^コと蔡環は蚕^{サナ}績^{セキ}の事を問わ
れて、

答曰：「促^{ツク}勤^{キン}蚕^{サナ}績^{セキ}、織^{オリ}錦^{キン}不^フ織^{セキ}段^{ダン}子^シ。有^{アル}麻^{アサ}而^{シテ}不^フ織^{セキ}布^フ、只^{タテマシテ}用^{ヨウ}為^ニ繩^{ヅナ}。紵^{チヌ}長^{ナガ}丈^{サツ}餘^リ、一^{ヒト}家^カ一^{ヒト}年^{ネン}不^フ過^ス織^{オリ}濶^{ワカ}細^{ホソ}布^フ一^{ヒト}匹^{ヒツ}、以^{モツテ}其^{ソノ}用^{ヨウ}功^{コウ}重^{ジュウ}也^{ナリ}。

と記されているが、錦を織るということはその前後の見聞談に照してちよつと解せないので、誤記か誤刻かと思われる。さもなければ、王官の中にでも特別に錦を織っていたのがあったのであろうか。そんな記録も見当たらないので「紵を織って段子を織らず」と云ったのを直前の「蚕績二勤メルヲ促ス」の句から連想して誤まったのではあるまいか。両琉使の談話に麻^{アサ}は布には織らず、ただ繩を作るに用いるだけだとし、紵^{チヌ}（苧）は手間がかかるので、一戸につき一年にひろい細布を一端織るに過ぎない——云々は、琉球織物史上注意に値しよう。

この方面の研究者がよく麻と苧とを混同するの誤については後に討論するが、田中俊雄が、清、同治年代の『長樂縣志』に見えている蔡婦人廟の伝説に、琉球蔡婦人が龍袍を織ったという話がでてくるのを誤解した東恩納寛惇の説を襲って、恰も那覇の中国婦化人に関する何かの史実を示すかの如く錯覚し、そこから「……となると、当然（成化時代には）中国式の高機も、すでに一部で行われていたものと推察するよりほかにない」とその「沖繩織物裂地の研究」^{「考察」十六頁及び「二十四頁」注五}に述べたのは大変な誤解であることを一言指摘して置こう。中国では、朝廷の御用品は指定された工廠でしか造らせない

規定になっているのを知れば、龍袍を蔡婦人が琉球で織ったというような夢物語は到底信じるに由がないのである。（李著『媽祖信仰の研究』一ノ五「琉球蔡姑婆伝説考證」参照）

因に言う、向象賢の『中山世鑑』卷二に、

洪武五年壬子、中山王察度・山南王承察度・山北王進尼芝、皆遣使奉表箋貢方物。其貢物ハ、生熟夏布……此數十種ナリ、是レ進貢ノ始也。

と見えるのはその同じ年に三王が揃って遣使した事実がないことから『大明會典』の記事を勘違いして抄襲したものである。會典に列べた品名は明朝一代の貢物を纏めて書いたもので、弘治以前に生熟夏布を進貢したという記録はない。それを鵜呑みにした『琉球國由來記』事始、『琉球國舊記』が抄襲したために、いろいろの誤解が起こった。詳細は後で述べるが、一言御注意をして置く。

さて諸種の資料から見て当時の琉球では主として苧麻すなはちマーウウが衣料の繊維として用いられたのは疑いないが、この苧（紵とも書く）とは何であるかについては分かったもののようで、案外に誤解が多いので、少しはつきりして置くを要する。苧は蕁麻科に属する多年生草本の植物で、学名を *Boehmeria Futescens* Thunb と称し、中国の特産で tsu 又は tsuma（苧麻）と云う。朝鮮語で *mus* というので、日本語の「からむし」という名はそれと関係があるらしい。もともと麻の類縁であって、その繊維や取り方も麻（田麻科の一年生草本）に似ているせいからか、俗には麻の一種として考えられる向が多いらしく、苧を和漢両国では「苧麻^{チヌマ}」とも書くのはそのためであらう。しかし真

芋と書かれることはあつても麻芋とは用いないはずだから、『成宗實錄』にそう出ているのは琉球語のマーウウを当てた為であろう。

芋は朝鮮の記録で漢文を以て記述している以上、中国語によつたものと思われる。当時朝鮮には麻布も芋布もあつたから紛れるわけではないのに、伊波普猷がその『古琉球紅型解説』において所々に「白芋布」とあり、麻と説明しているのは解せないものである。

ところで、昔から広く作り、また遍く使われた芋布は、琉球人にとっては特産品として最も自信を持っていたと見え、早くから明朝への貢物をはじめ南海・日本への附搭貨に用いられた。他の論文にも述べたように、弘治二年（一五〇一）明帝孝宗登極のときに皇后へ土夏布を細嫩生（絶細）のもの一〇疋（端）、細嫩漂泊（絶細漂泊）のもの三〇疋を進貢しており、続いて武宗正徳元年（一五五〇）、穆宗隆慶二年（一五七〇）、神宗萬曆二年（一五八四）の各帝登極の時にもそれぞれ二〇疋ずつ進貢をしている。それ以後も萬曆七年（一五八〇）には謝恩進貢として土夏布一〇〇匹、同十五年には慶賀進貢として蕉布を各一〇匹、同二十四年にも各四〇疋、二十七年には二〇疋、三十年には二〇〇疋、また萬曆三十年に立太子の慶賀として二〇〇疋、三十四年の登極の慶賀には土芋布として一〇〇匹を進貢している。

一方、正徳四年（一五九〇）十月に安南へ齎した物貨の中にも「各色嫩夏布壹佰匹」が琉球土産の唯一として入っているが、以上の夏布は何れも芋布のことに間違ひなからう。以上に叙べた明朝への進貢物中には、土夏布の外に萬曆三十四年に土芋布が見えたが、これは封王の謝恩として萬曆七年に土夏布

一〇〇疋を進貢した先例に倣つて三十四年にも土芋布一〇〇疋を進貢したもので、急に変わったものを呈上したとするより、同じものの異称であつたとする方が正当と推察されるので、却つて夏布が芋布であることを傍証はしても反証にはなるまい。永祿二年（一五五九）正月、琉球国より島津氏に致した進物の中の線織物・白布各五十端、及び伊地知季安著『南聘紀考』に見える永祿年間の進物の中の線織物三十端と白布五十端も、恐らく芋布の縞のものと同地のものであらう。外国との通交を為すという特殊性から、同じひとつの物品が或は文書記録を司る者、或は相手方の用語が違つたために種々様々に書かれることを示すと思われる。

マーウウを材料として織られる芋布は、昔から先島の特産品であつた。なかでも宮古列島の紺地ものが優秀なのは、成化十五年六月金装らが多良間島について、「其俗芋布ヲ用ヒテ藍二染メ、摺ッテ衣ト為ス。其色、彩段ノ如シ。」と云っていることによつて知り得られる。その宮古列島の紺細上布は、萬曆の初年に一大躍進をして尚更有名になったが、『宮古島舊記』所収の「榮河氏家譜」によると、天正十一年（一五八三）に宮古島下地真栄の妻なるいないしという女が調製して尚永王に献上したのが始めであつた。すなわち、「下地（親雲上）真栄は童名嘉和良と云い、父母何人たるを知らず、生卒・位階・勤職詳かならず」とされているが、栄河とは穎川のことで唐人の陳姓のものに違ひない。「家譜」に、

此下地親雲上、往昔洲鎌與人役之時、到上国。帰帆之砌、逢逆風、唐へ漂着。本船乗換、進貢御

船より琉球へ罷渡候処、於洋中ろくたうつな（勒肚綱）切れ、及大事候砌、此人水練達者にて潜入、買替無恙御帰都。此働役者衆より及言上、為御稱美、下地の頭役為被仰付由御座候。然らば棒物女房いないしあやさび布織調、奉獻上由御座候。依之、為御賞賜、萬曆十一年癸亥八月十二日洲鎌與人頂載為仕候由処、于今虫損候。尤もあやさびは此時より仕始め、于今彌御兩國之一番の御用布相調申候。（原文に「萬曆十一年癸亥」とあるが「癸未」が正しい。）

と、「上国に到り帰帆の砌、逆風に逢ひ唐に漂着、本船に乗換へ進貢船より琉球へ罷渡候」が出来、琉球へ帰ったとせずに琉球へ渡ったと云ったのもその為であろう。これは勿論伝説であつて、そのまゝ歴史的事実ではなく、例えば便乗した進貢船を助けて御称美の為に下地の頭役に仰せつけられ、その御礼に女房があやさび布を織って献上したらまた文頭にすでに表示した洲鎌與人を賜るとするのは重複の賞賜で信じられない。ただ、記事に、

尤もあやさびは此時より仕始め、于今彌御兩國之一番之御用布相調申候。

というのは、琉球より日本に入った織物を調べて見ても、いままでは綿織物と白布を持ちこむに止まったのに、萬曆以後では、「太平布」という名のものが頻繁に、しかも比較的多量に持ち込まれたのは、注意に値する。言うまでもなく太平山とは宮古島の別名であるが、布に島名が冠せられるようになったのはそれだけの理由があつたに違いないから、生産の上で一時期を画するほどの躍進があつたことを示すものではなからうか。一方、「閩都別記」に織女娘媽傳の「機上救親」を敷衍して取り

入れた、萬曆代の琉球耳目大夫蔡金城の娘紅享の話を乾隆「長樂縣志」蔡夫人廟の条に「傳フル二人琉球國人ニシテ、明ノ萬曆間ニ、龍袍ヲ織リテ冊封ニ入貢シ精巧妙明ナリ、懿德夫人召シテ入京セシメントスレド旋イテ病卒シ」祠祀されたという伝説もある。この布の發展事情を簡潔式に反映した集中的表現がないしの伝説と思われる。

次に宮古に伝えられている踊り歌を録して置こう。

稲石が上布を創製せし時のアヤゴ

原歌

上りてや 押し上げてや モテアガラ
下りてや おり果てや 村主

七重巻く髪に こなつて
我が手せど 女が手せど

取合し うやせど見う
細綾鋪十九よみ

背夫のモテアガラが
首里拜むものすま

子の方星 一つなり なや星

逐語訳

上り行く時には （たゞの）モテアガラ
降り来る時は 村の主長（となつてゐた）

七重巻く黒髪に、小櫛をつけて
我が手で女が手で（なにかその御礼に）

まとめて、差し上げて見よう
細綾鋪（上布）の十九よみ（を造り上げ）

我が背子のモテアガラが
首里（王様）を拜む物としよう（そしたら）

北極星と共に、輝く星の如く

モテアガラ 宮古となげ なや人

モテアガラは宮古のある限り、仰がれん

——慶世^{キョウセ}村恒任著、『宮古史伝』（昭和二年（一九三三）初版）より

蕉布

然らば蕉布は何時ころにできたか？

前節にも触れた『琉球國由來記』が、明朝一代に琉球中山王察度ら三王からの貢物を纏めて列記した『大明會典』の記事を勘違いし、

洪武五年壬子、中山王察度・山北王伯尼芝・山南王承察度三王、俱遣使進貢物。内有生熟夏布と誤解して抄し取った為、同卷四事始坤技術門「蕉布」条には「疑クハ是蕉布也歟？」とし、『舊記』では更に「是二由リテ考ヘレバ、本國中華ニ通ゼザル前ニ必ズ蕉布有リタリ」と、全く筋の通らない推論を加えた。恐らくてつきり当時の琉球における夏ものきぢ（苧布）を後代の夏もの（蕉布）と錯覚したためであろう。伊波普猷が『古琉球紅型解題』にこの記事を引き、且つそれを「明帝に奉った貢物の目録に見えてゐるこの生熟夏布は、生夏布熟夏布（今日の琉球では生蕉蕉蕉といつてゐる）で、即ち芭蕉布」と解釈しているが、オマラー・ニラーのラーはマラのラだから芭蕉の纖維を指すとは限らず、康熙五十年編成の『混効驗集』^乾衣服のひらぬき条に真苧布、景泰四年に琉使として朝鮮へ行った道安も「土産ニハ只麻苧アルノミ」と麻苧とも書かれるように、本来はむしろ苧や麻の

纖維を指称することから出た語詞であるのと、萬曆十五年・同二十四年・同三十年の貢物中に、土夏布と並んで蕉布が同時に進貢されていることから考えても知り得られる。伊波を踏襲した島倉龍治・眞境名安興共著『沖繩一千年史』の説も同じく誤りであるのは言うまでもない。従つて右の『琉球國舊記』の説を無批判に受け入れて「琉球人が……西曆一三七二年以前、既に芭蕉布を製してゐたことがわかる」と推断する伊波の論拠は全く薄弱なものたる贅言を要しない。『沖繩一千年史』が「琉球の織物の」中にも最も古きは芭蕉布にて明初の貢物中に生熟夏布とあるは後生の蕉布練蕉布のことなるべし。というのも同断である。

ところで、嘉靖十一年（一五三二）琉球に漂流した濟州島の朴孫なる朝鮮人の談話を柳大客が筆記して纏めた『琉球風土記』に「夏ハ蕉布ヲ製リ、冬ニハ苧衣ヲ衣トス」と見えるが、夏に蕉布を織作していたという点は、同じ頃の記録から見ても何かを書誤つたものではないかと思われる。十五世紀における幾多の漂流人の見聞と明使の報告に一つも蕉布を作つたことが見えてゐるのはない。殊に朴と同じ年に琉球に遣わされた明使陳侃の『使琉球録』^{群書寶}異ノ項「大明一統志」の按語に「品果ハ則チ芭蕉・甘蔗・石榴・橘柿ノ類。」とあるが、「夷語附」の花木門にも、特に衣服門に段・紗・羅・紬・絹・布から彩段・綿布・夏布・竹布・葛布及び官（絹）・改機（カイケ）・倭絹（ワケン）・西洋布まで列べている中にも挙げられていなかった。これは嘉靖四十年に尚元王の冊封に遣わされた郭汝霖の使録にも同じであった。

蕉布の生産に関する記事が出たのは、僧袋中の『琉球神道記』の序(三〇五)に「織女、紡績シテ倦マズ。而シテ蕉紵麻服、市廛ニ繁シ」と書かれたのに始まるが、その蕉紵麻服の意味が必ずしも明瞭とは云えない。然れども、嘉靖末から隆慶にかけて、明廷への進貢物に南海の所謂舶貨が減少した代わりに、琉球の土産物が増加した中で、萬曆七年(一五九)の謝恩進貢に土夏布が一挙に一〇〇疋にまで伸びた。そして同十五年(一六七)の慶賀進貢に蕉布が現われ、土夏布と同じく十疋進貢され、同二十四年にも各四〇疋が進貢された。同二十七年に土夏布二〇疋、三十年に土夏布二〇〇疋だけの進貢を経て、萬曆三十年に皇太子への慶賀として土夏布二〇〇疋と共に蕉布が二〇疋(別に皇太子にも二〇疋)進貢され、殊に同三十三年(一六五)の慶賀には蕉布だけ二〇〇疋が進貢されるに至った(しかし翌三十四年にはただ土夏布二〇〇疋に止まったが……)。これはどういう理由によるのであろうか? 陳侃

『使琉球録』

群書寶異ノ項

「大明會典」の貢物の条に、

按、琉球貢物、唯馬及硫黃……磨刀石、乃其土産。至於蘇木・胡椒等物、皆經歲易自暹羅・日本者。所謂權子扇即倭扇也。蓋任土作貢宜其惟正之供、而遠取諸物、亦其獻琛之敬。則夫、符璽之賜、章服之頒、得非顯忠嘉善之典歟

と述べているように、進貢品は土産でなく南海・日本からの輸入品であっても供獻として頒賜に値するとされた。

さすれば、他の琉球織物が土夏布を代表として土苧布、土糸綿など、よく土―を冠せて表したのに、

蕉布に全くそう云った例がないことと併せ考え、最初期の蕉布は舶貨を以て代用したのではあるまいかと疑われる。実は蕉布は、明の天順初の李賢等撰『明一統志』にも「蕉布、福州府ノ土産ナリ。各縣ヨリ出ヅ。」とあり、弘治『八閩通志』土産にも苧布が福州、泉州に遍く作られたが、蕉布は当時の明琉の貿易港福州の特産として、

蕉布：海物異名記云：取蕉灰理其皮、績以為布。蕉嘗入貢。

と出ており、貢物にはそれ相應の頒賜(附塔貨でも給価)が為されるので、購入して行ったものと推測し得ないとは限らぬ。後引する汪揖の使録に、蕉布を評して「遠クヨリ之ヲ望メバ觀ルベカラザルニ非ザレド、着レバ旬ヲ経テ輒チ敗ル。故ニ貴ブニ足ザルナリ」とある如く、康熙の半ば近くになってもまだそれほど拙かった蕉布が貢物になれる訳はないのである。

しかし、いろいろの面から推して蕉布は萬曆の代に育まれ、明末の頃には漸次進出したらしく、清朝に入って、康熙元年(一六六)の冊封使張學禮の『中山紀略』には、

舊例、使臣有七宴、迎風宴……中秋宴……饒別宴・登舟宴。器用金銀折席。琉刀……蕉布……琉扇……琉檣並折席、已上俱免、祇領席。

また、同『使琉球記』末尾に、

七月、抵通州、初十日、同副使王公率琉球陪臣……謝恩復命。琉球進貢土物錦盞甲一副、……蕉布・琉扇……、赴礼部交畢、……奉旨宴犒。

と、蕉布は芋布を押えて国交の場に棄出して来た。

康熙二十二年(二六三)に尚元王の冊封に遣わされた汪楫『使琉球雜錄』巻四に、

蕉葉則織以為布、五色俱備。其民間常服。及舊之唐人者、唯々本色一種。間有花紋之工而細者、則皆機杼而製成之。以為己用、不相交易也。然遠望之非不可觀、著体則經旬輒敗、故不足貴也。

と機杼で織った「花紋ノ工ニシテ細ヤカナ者」は別として、手織の素色物は民間の常服となりつつあった。

そして康熙五十年に『混効驗集』の編まれた時には少し事情が定着したらしく、その乾部衣服の条に、

ひらぬき、真芋布又は績ばせを紺に染め、裏を付る裕也。昔は女性の正式の衣とす。

と見えて、昔からのしきたりであった女性の正式衣裳にも真芋布について用いられるに至った。必然、清朝への進貢品にも反映し、同じ康熙末に琉球冊封に遣わされた徐葆光の『中山傳信錄』によると、草木に当たる項の中山(省)——首里と那覇を含む条に、

〔中山〕家植物芭蕉数十本、縷絲織為蕉布：男女冬夏皆衣之。利匹蚕桑。

と見え、風俗の条に、「国ヲ通ジテ平民死スレバ、葬ニハ皆棺槨^{土名ニ森}ヲ用フ。…官宦有力ノ家………會葬者ハ白キ蕉衫ヲ衣ル」とも記している。中山以外の地には草木に芭蕉が一、二出ているが蕉布の産はない。ただ例により、

望舟宴：既畢、涓吉登封舟。…中山王敬、遣陪臣…等齋表謝恩並貢物、…土棉二百・紋蕉布二百・土芋布一百。……

とある貢物が蕉布から紋蕉布に変わったのは、染織の進んだことを窺わせる。

絹織

養蚕と絹物の織造が琉球へ伝えられた事情は、容易に確認しがたい。『李朝惠宗大王實錄』^{卷二}八年二月における普須古^{フスグ}と蔡環の談話には「蚕績二勤ムルヲ促シ、錦ヲ織リテ緞子ヲ織ラズ」とあって、如何にも繭糸で織物をしたように見られるが、それを促しているという意味にも取れるので、はっきりしない。臥蛇島に漂流した後、琉球へ連れて行かれた萬年らは「人戸十分ノ内、一分ガ蚕ヲ養フ、然レドモ亦実ラズ」と云っているが、人戸の十分の一が蚕を飼って実らないのも可怪しいばかりでなく、これを琉球属島の事実とは到底考えられぬ。宮古・八重山列島を廻って沖縄本島へ入った金斐らが「麻木綿無ク亦蚕ヲ養ハズ」と云っているのは勿論、琉球の中で古来は養蚕・紬織ともっとも関係深き久米島に漂流して一ヶ月もそこに泊った後、沖縄へ連れて行かれた梁成でさえ「桑麻木綿ナク、但ダ生芋有ルノミ」と報告しているのに徴しても明かであるう。

また、嘉靖十一年に遣わされた陳侃使録の「夷語附」花木門にも、「桑」が見えてなく、次の郭汝霖使録(翌年)も同じであったばかりでなく、清代(一六四一)以後、康熙三年の張學禮『中山紀略』に記

す登舟宴の折席に用いられたものには蕉布、芋布があったが、きぬはなく、その『使琉球録』の末尾に記す琉球進貢土物にも蕉布が見えるだけであつた。康熙五十八年に遣わされた徐葆光の『中山傳信録』には、帰朝に際して中山王尚敬が謝恩の貢物に土棉・紋蕉布・土芋布を差出した外は、地理の大島条に多種類の動植物中に「桑」の記が見えながら、物産の条には「家二芭蕉ヲ種エ：織リテ蕉布ト爲ス：利蚕桑二匹ス」とあるに過ぎない。

従つて『琉陽』巻六の尚真王十二年の項に、

国吉嘗隨貢使入閩、始學織緞疋之法、而回來始善浮織緞。王深褒美之。後任伊平屋比嘉地頭職、本國浮織自而此而始焉。

という記事があるが、この文章をよく読んでみると、はじめは国吉が閩に入つて緞疋の織り方を学んだとしながら、帰つて来ると、緞の浮織を善くすとし、終りには、本國の浮織はこれより始まるとなり、五十文字足らずの文章に緞子から浮織のことに變つてゐる。尚真王十二年（弘治元年）に浮織が伝えられたことでさえ、信じるに由がないのに、緞疋の織方を学んだことなど一篇の夢物語に過ぎなからう。

それでは出発に戻つて『琉球國由來記』卷三蠶事の項を見ると

當國蠶之始者、尚寧王世代、萬曆四十七年己未、盛氏宗味普基（原、越前國生産也。本氏坂元）。航于久米島、飼蠶且植桑木、綿子拵様等、彼島百姓中二教之。紬布始此。（八丈島織ノ始ハ、崇禎

五千申年、酒匂友寄景友、航彼島教之也）

とあり、萬曆四十七年越前生れの坂元氏が久米島へ渡つて蚕を飼ひ、桑ノ木を植へ、その百姓に繭糸（由來記に綿子とあるのは誤りであろう）の拵え方を教えたと書いている。琉陽とは時代と人物及び伝來経緯とも異なつてゐる。

由來記に久米島に航して紬織を教えたという越前生れの坂元氏について、『舊記』は蚕事の項にも「扶桑越前人二坂元氏宗味普基ナル者有り。球ニ到リ仕ヲ受ク。改メルニ盛字ヲ以テ氏ト爲ス。此人蚕事善クス。萬曆四十七年己未ニ、尚寧王、宗味ニ令シテ久米島ニ前至シ、民ニ桑ヲ栽エ蠶ヲ治メルヲ教ヘシム。」とあるが、肝腎な最後の「紬布此ニ始ム」という一句は、次に示す八丈島の紬織と矛盾するのを考へてか省かれた。そして『由來記』が末尾に括弧して記した、酒匂の教えたという八丈織については、

且、崇禎五年壬申、薩州人有酒匂氏友寄景友者。亦至本國受仕。此人善知八丈島織。尚豊王令友寄至久米島、教八丈島織。蓋久米島治蚕織紬、自此而始。

と敷衍し、却つて「治蚕織紬、コレヨリ始ム」と記している。両記の記事を比較するに、『由來記』では坂元が教えたものを紬としたように見受けられ、やや遅れて酒匂が教えたのは八丈島織であつたとしてゐるので、紬と八丈島織とを別々のものと認められたに反し、『舊記』では坂元が教えたのは、「栽桑治蚕」に止まり、その後で酒匂が八丈織を教えに行つて紬は漸く織り始められたというから、

二つをおなじものに解したらしいのである。「舊記」の事始の記事の最後に「始作」「始造」「始使……」或は「自此而始」などの定った書き方に倣ってその一句を投げ込んだものと思われるので、事実は「舊記」の所載に近いかもしれない。

しかし、「琉球國舊記」の記事では坂元と酒匂のことにつづき、

然、遣老傳、昔中国人飄至久米島。時有望之大親者從中國人學治絲事云爾、以此論之、久米島之治蚕、非宗味之所始也。然歷年久遠、莫從詳稽。

という一条を書き加えてある。⁽¹⁾だが考えるに、漂流人は蚕をもっているはずがなく、絹を織ったとも記していないので、記事に「絲を治めることを学んだ」とあるのは繭を紡ぐとしか解せられない。従ってそれは野繭であつてもよいわけで、十五世紀後半の琉使や朝鮮漂民の談話に不的確ながら一、「蚕」のことが漠然と現れているが、林煙等の『福州府志』兵戎志に載せる萬曆七年の冊封使謝杰の談に「琉球二日本館アリ、群聚スルコト数百人、封使ノ舟ヲ待チ、轉ジテ與ニ市ヲ為ス。」とあり、南島の何処かに野繭が発見されたり繭が持ち込まれてもあり得るので、それが言い伝えられたと思われる清代の琉球状況を最も詳しく書いた康熙末の冊封使徐葆光『中山傳信錄』器具の項にも

紙……以繭為之。有理堅白者極佳。其黃色質鬆者、名事宜紙。皆切方幅為用、與高麗繭紙正同。其質厚者染紫色、可為衣。名内用紙。有印花者如錦、極可愛。

とあり、日本が朝鮮から舶載して貢物にした繭紙を作った方の記事に、その質の厚いのは染めて衣に

も用いられたとある。これは同書地理の姑米島の条に、産物としてただ一つ見えている、「繭紬」に当たると考えられ、右「舊記」の遣老の話とも合致するので、久米村の唐営人がよく行った筈の久米島に繭のあることを発見し、聞へ帰ってその使い方を学び琉球へ伝えた可能性は多い。それが他の伝説に結びつき、久米島の漂流人と堂の大親の伝授を生ぜしめたのであろう。⁽²⁾琉球の染織にはこの外にまだ木綿と麻があるが、次に譲ることを涼せられたい。

注

(1)『琉球國由來記』、『舊記』、及び『美濟姓世系圖』の諸文献には、弘治年間(一五五〇-一五五五)の堂比屋^{ドウヒヤ}という者が嘗て命を奉じて明へ進貢したとき、彼地で養蚕機織を習い、紬織の方法などを伝習して帰り、これを島民に教えたのを始とするとあり、おまけに堂比屋について「墓は久米島比屋^{ヒヤ}定^{ヨウ}の海に在りて棺銘に弘治十八年乙丑十月十四日死とあり」とも述べているが、弘治年間に紬織を伝えたというのは琉球の染織史の上から見て事実らしくなく、明らかに作りごとである。第一に堂の大親と堂の比屋の違いは混淆したものとしても、また漂流して来た中国人から習ったこととあつたのが命を奉じて進貢に行ったとき彼地で学んだとなつたのは話を強調せんとしたからであらう。殊に弘治年間とある以上、残るべくもない棺銘を案内したのは故意な作為を証するもので、これが『美濟姓世系圖』の編纂者によって捏造されたに疑いなくろう。

『美濟姓世系圖』は薩摩の人酒匂友寄^{ササモノトモヨシ}なるもの、沖繩にきて紬の織様。下地染様を指導し、さらに久米島において「初而八丈嶋紬織調」えたことが明記されている。これも越前人の酒匂と薩摩人の酒匂とを混同したものである。

(2)伊波普猷「古琉球紅型解説」に「琉球國舊記」の語るところによれば、慶長十六年に、儀間真常が……、同

十七年に、薩摩人酒匂四郎左衛門が染布の術を初めて国人に教へ、同じ年に、越前の人坂本某が久米島の島民に養蚕を教へ、越えて寛永八年に薩摩の人酒井景文が同島人に八丈織を教へてゐる」とまとめているけれど、意味はない。

附言：いままで琉球織物の由来を考える人々は琉球史上、最も関係深き中国と朝鮮の資料を検討せずに書くので誤りが多い。伊波普猷や田中俊雄のは勿論だが、最近某出版社より出された「琉球服装図譜」という徒に厚くて高い本も、紅型のを除けば殆ど明廷が中山王や重臣に頒賜した服なのに、それを琉球ものとして集録している。かかる浅薄な非常識がくり返されないことを祈る。